

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和3年度新型コロナウイルス感染症検査業務2（遺伝子検査）2
発 注 課	保）保健所医療対策室業務調整課 検査検体担当係
選 定 事 業 者	株式会社 第一岸本臨床検査センター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>札幌市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、早期に感染者を 探知のうえ速やかに各種対策を講じるため、濃厚接触者やクラスター施設の関係者など、 多くの必要な方に対して日々円滑に検査を実施しており、令和3年10月以降においても市 民の安全を守るために当該事業を確実に実施し、適切に継続していく必要がある。</p> <p>現に契約履行中の上記事業者が業務を実施させることは、以下2点の理由から、競争入 札に付すよりも有利と認められるため、本業務の特定随意契約の事業者として選定する。</p> <p>○理由1 上記事業者は、臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所としての登録があるな ど診療の用に供する検査が可能であり、市内において早くから検査体制を確保していた検 査実施機関である。</p> <p>検査実施可能数が非常に多く十分な実績があることに加えて、検体搬送に要する時間も 含めて柔軟かつ円滑な結果提出が可能であることから、現在まで検査実施可能数の増加を 伴いながら継続的に本市から多くの検査を受託しているため、上記事業者を引き続き業務 を実施させることで、予期し得ない事情の変化等が起こり得る状況下においても、確実 性、迅速性及び検査件数の観点から履行品質を高いレベルで確保できる可能性が極めて高 く、競争入札に付すよりも有利と認められる。</p> <p>○理由2 前述のとおり本市では日々非常に多くの検査を円滑に実施する必要があり、札幌市衛生 研究所のほか1者のみでは、現在の検査ニーズに対する本市検査体制の維持は明らかに不 可能であるため、複数の事業者が柔軟に検査を依頼することで検体制を確保・維持し、 感染拡大防止に努めている。</p> <p>市民の安全を守る観点から現在の検査体制を維持することは必須であるが、1者に対し て現在の検査能力を過剰に超えた要求をした場合、人的及び物的資源の確保など新たな体 制整備が必須となり、価格の騰貴を招くこと、また、検査の即時対応ができず対応の遅れ につながることを想定されることから、競争入札に付すことは不利である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和3年9月26日